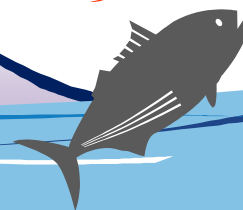


まちづくり回覧板

～みんなでつくる自治基本条例～



平成23年12月

キックオフイベント「大ワールドカフェ」を開催

大きな喫茶店にいるようにくつろいで

11月13日(日)午後1時から焼津市総合体育館にて、自治基本条例策定のキックオフイベントとして「大ワールドカフェ」(第2回市民会議)を開催しました。

参加者は、自治基本条例を考える市民会議委員、公募参加者、市職員に、神奈川県相模女子大学から15名、静岡福祉大学から10名の学生も加わり、総勢88名。とてもにぎやかな会になりました。

前半は松下先生(相模女子大学)より「自治基本条例とは何か?なぜ必要なのか?」と ↑

いうお話があり(下記)、後半は、お茶を飲みながら、話題ごとに班のメンバーを入れ替えながら話し合いました(2ページ)。

出会いを楽しみ、互いの思いを聞き合い、これからのまちづくりを考えることができました。ぜひ2回目も開催したいと思います。



『自治基本条例とは何か?なぜ必要なのか?』

「大ワールドカフェ」の前に、地方自治の専門家である松下啓一先生より、自治基本条例のイロハについて、お話を聞きました。

●今なぜ、自治基本条例が必要なのか?

自治の原点は、市民一人ひとりが等しく尊重され、安心して暮らせる社会をつくること。いま改めて、この当たり前のことが問われている。

○必要な理由①：地方分権

今までのような国・県にお任せの仕組みはもたなくなり、焼津市の自治のやり方を焼津市の人達が考えなければならなくなった。

○必要な理由②：人口減少と少子高齢化

今後急激に人口は減り、高齢化が進む。その中で、子や孫の世代が幸せに暮らせる社会を渡していかなければならない。

○必要な理由③：東日本大震災

震災は様々なことを考えさせてくれた。もし大災害があっても被害を最小限にできるまちにしていかなければならない。

→次の時代を切り拓く、まちのルールが必要

◆自治基本条例とは何か?

～野球は9人でやろう

これからの大変な時代も安心して暮らせるまちづくりを市民・議会・行政の全員野球で進めるためのルール。

◇この条例の目指すもの①：行政と議会

今の行政と議会の仕事ぶりが、これからの時代にふさわしいか見直し、考えていく。市民の信頼を高めるチャンスでもある。

◇この条例の目指すもの②：市民

市民一人ひとり、それぞれの良さを活かし、伸ばせる社会をつくり、存分にまちづくりに力を発揮できるようにする。

★焼津らしい条例を、焼津らしくつくろう

☆条例だからと難しく考えず「これが大事」ということをみんなで考えよう。

☆いいまちをつくるのが、楽しくないわけではない。色々工夫しながら進めよう。



88人、15グループの「大ワールドカフェ」で盛り上がりました

今回の「大ワールドカフェ」の進め方（5～6名で1グループ；計15グループ）
○話題1「焼津市がずっと住みたいと思えるまちであるために、大切にしたいこと」
《休憩・テーブル移動》～1人だけ残し、バラバラにグループを入れ替え
○話題2「焼津市をよりよいまちにするために、私達ができること・していること」
◎成果の共有：各グループから、本日の収穫について1分ずつ報告

各班の成果報告より

《1班》

- ・住民同士のつながりを、いつまでも大事にできるまちにしたい。
- ・自然環境を活かしたい。

《2班》

- ・「歩きたくなるまち・焼津」
- ・焼津は素晴らしい文化がたくさんあるまち。美しいまちをつくりたい。



《3班》

- ・市民も市を活性化する存在に。
- ・昔からある伝統的なものを、現代のニーズに合わせて活かそう。

《4班》

- ・安心安全がまず大事。近所づきあい
- ・市民のアイデアを実現するための機会を。リーダーシップ、ネットワーク。

《5班》

- ・あいさつのできるまちになること。
- ・たくさんの人が集まる地域イベント。
- ・子ども達に色んなことを伝える。

《6班》

- ・人と人とのつながりを大切に。
- ・焼津に行きたくようなまちづくり
- ・津波・地震など災害に強いまち



《7班》

- ・「人のつながり」
- ・まちづくりに、まず「参加」
- ・参加のための「情報」を。

《8班》

- ・一人ひとりができることを、まずやろう。あいさつ、笑顔。
- ・市民が富士山のまちをPR

《9班》

- ・一つの世界ではなく、広がり
- ・ボランティアの交流、世代間交流、引きこもりから広がりある世界へ



大漁

《10班》

- ・まちづくりクリーン作戦。
- ・地域行事に積極参加、活性化。
- ・あいさつからのコミュニケーション

《11班》

- ・地域の絆。特に若い人にとって。
- ・世代を超えた歩み寄り。共通の思い
- ・災害に強い、日本一健康なまちに。

《12班》

- ・「焼津Love」という気持ち
- ・基盤としての地域コミュニティ
- ・みんなで考えたこと、全部正解

《13班》

- ・「人と人とのつながり」
- ・人の集まる場にサロンのようにまちづくりの雑談ができる場があれば。

《14班》

- ・地域発・地域イベント
- ・子ども達のまちの良いところ探し
- ・あいさつ・声かけ・近所づきあい

《15班》

- ・人に優しく、声をかける。
- ・いざという時に役立つコミュニティ

発行 焼津市自治基本条例を考える市民会議
事務局：焼津市企画財政部企画調整課
電話：054-626-2141（直通）
E-mail：kikaku@city.yaizu.lg.jp